

特別活動を要とするキャリア教育における カリキュラム・マネジメントの視点

Viewpoint of the curriculum management in the career education to
assume special activities the pivot

環境教育学科 二川 正浩

1. 問題の所在と研究目的

(1) 問題の所在

平成23年(2011年)に中央教育審議会が答申した「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」(以下、答申と称する)では、キャリア教育を「一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通じて、キャリア発達を促す教育」(p.18)と定義し、発達の段階に応じた体系的なキャリア教育の充実と、発達(各学校)段階におけるキャリア教育・職業教育の充実を求めた¹⁾。

答申を踏まえて、平成28年(2016年)には「教育課程企画特別部会における論点整理について(報告)」(以下、論点整理と称する)が示され、新しい学習指導要領等の在り方における「人生を主体的に切り拓くための学び」の一つとして、キャリア発達を促すキャリア教育の充実が提起された²⁾。

そして、同年の中央教育審議会「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)」を受けて、平成29年(2017年)に告示された小学校と中学校の学習指導要領(以下、新学習指導要領と称する)では、総則において「特別活動を要としつつ各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること」³⁾が示されるとともに、進路指導の内容がなかった小学校では、特別活動において、「一人一人のキャリア形成と自己実現」が学級活動の内容として新設されることとなった。

これにより、キャリア教育の目的と教育課程上の位置づけが明確となり、特別活動を要とした各学校段階間の接続を図った体系的なキャリア教育の実践が期待される一方で、教育現場では、答申で指摘された課題を解決しながら、一人一人の発達段階や学校や地域の特色を生かした体系的なカリキュラムの作成と実践を行い、学習指導要領の理念を実現することが求められることとなった。

(2) 研究目的

本稿では、そのキャリア教育の充実に向けて、まず、どのように体系的なカリキュラムの作成と実践を教育課程上に位置づけて、進路指導・キャリア教育⁴⁾を行っていく必要があるのかについて、小学校及び中学校の平成20年告示の学習指導要領と新学習指導要領の総則を比較しながら、教育目的と教育課程上の位置づけについて明らかにする。

次に、その教育目的と教育課程上の位置づけの中で、これからの「生産年齢人口の減少、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により、社会構造や雇用環境は大きく、また急速に変化しており、予測が困難な時代」⁵⁾に求められる進路指導・キャリア教育の内容について、どのような内容の統合や整理が行われたのか、新学習指導要領の特別活動に示された内容の分析を行い、その特色を明らかにする。

その上で、新学習指導要領に示された理念の達成のために、教育現場ではどのような点に留意しながらカリキュラムや実践を評価、改善していく必要があるのか、そのカリキュラム・マネジメントの視点について、新学習指導要領の総則の解説などから考察していきたいと考える。

2. 教育課程における特別活動を要とする進路指導・キャリア教育の目的と位置づけ

答申ではキャリア教育の充実方策として、教育方針の明確化と教育課程への位置づけを第一に掲げている⁶⁾。その点を踏まえて、小学校と中学校の新学習指導要領と平成20年告示の学習指導要領（平成27年に一部改正。以下、現行学習指導要領と称する）の総則に示された進路指導・キャリア教育の目的と位置づけを比較すると表1のようになる。

表1 新学習指導要領と現行学習指導要領の総則における目的と位置づけの比較

	新学習指導要領	現行学習指導要領
小学校	<p>第4 児童の発達の支援</p> <p><u>1 児童の発達を支える指導の充実</u></p> <p>(3) 児童が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、<u>社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要としつつ各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること。</u></p>	
中学校	<p>第4 生徒の発達の支援</p> <p><u>1 生徒の発達を支える指導の充実</u></p> <p>(3) 生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、<u>社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要としつつ各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること。</u>その中で、生徒が自らの生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、<u>学校の教育活動全体を通じ、組織的かつ計画的な進路指導を行うこと。</u></p>	<p>第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項</p> <p>2. <u>各教科等の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。</u></p> <p>(4) 生徒が自らの生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、<u>学校の教育活動全体を通じ、計画的、組織的な進路指導を行うこと。</u></p>

※下線部は執筆者

このように、まず、小学校においてキャリア教育の充実に関する内容が新設されたことと、小学校と中学校の双方でキャリア教育という用語が使用され、進路指導・キャリア教育の目的が「社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくこと」と同じく示されることが大きな改訂点となる。

これらの改定の背景には、小学校と中学校という学校間の接続性を図ることと、理念からかけ離れた進路指導（＝出口指導など）とキャリア教育との混同による「キャリア教育という用語の普及・浸透と同時に、理念とかけ離れた理解の蔓まん延」という状態をなくしていくという意図がある。

次に、進路指導・キャリア教育を行う時間について、小学校、中学校ともに「特別活動を要としつつ各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図る」ことが同じく示されたことが大きな改訂点となる。

これは、特別活動や総合的な学習の時間を活用している学校が多いが、全体計画や具体的な指導計画が作成されておらず、教科・科目等でも十分な時間が確保されていない場合も多いのではないかという答申の指摘を踏まえ、現状の教育課程（教科等）の中で進路指導・キャリア教育の位置づけを明確したものである。

なお、中学校では現行学習指導要領と同様に各教科等による学校の教育活動全体を通じた進路指導を行うことが示されており、特別活動を要とするものの、各教科の特質に応じた全体計画を作成して、体系的な指導と教育を行っていくことには変わりはない。

以上のように、新学習指導要領の総則では、進路指導・キャリア教育を行う目的と教育課程における位置づけの明確化がなされており、これまで以上に学校間の接続性を考慮した体系的な全体計画や指導計画などの作成が学校現場では求められることになる。

3. 学校間の接続を図る特別活動における進路指導・キャリア教育の内容

現行学習指導要領では、学校の教育活動全体を通じ、計画的、組織的な進路指導を各教科等で行うのに対して、新学習指導要領では特別活動を要として各教科等の特質に応じてキャリア教育の充実を図り、学校の教育活動全体を通じ、組織的かつ計画的な進路指導を行うことになる。

これにより、小学校と中学校における進路指導・キャリア教育では特別活動が大きな役割を果たすこととなるが、その特別活動における小学校の新学習指導要領と現行学習指導要領に示された進路指導・キャリア教育に関する内容を比較すると表2のようになる。

表2 小学校の新学習指導要領と現行学習指導要領の特別活動における内容の比較

新学習指導要領	現行学習指導要領
<p>第2 各活動・学校行事の目標及び内容 〔学級活動〕 2 内容 (3) 一人一人のキャリア形成と自己実現 <u>ア 現在や将来に希望や目標をもって生きる意欲や態度の形成</u> 学級や学校での生活づくりに主体的に関わり、自己を生かそうとするとともに、希望や目標をもち、その実現に向けて日常の生活をよりよくしようとすること。 <u>イ 社会参画意識の醸成や働くことの意義の理解</u> 清掃などの当番活動や係活動等の自己の役割を自覚して協働することの意義を理解し、社会の一員として役割を果たすために必要となることについて主体的に考えて行動すること。 <u>ウ 主体的な学習態度の形成と学校図書館等の活用</u> 学ぶことの意義や現在及び将来の学習と自己実現とのつながりを考えたり、自主的に学習する場としての学校図書館等を活用したりしながら、学習の見通しを立て、振り返ること。</p>	<p>第2 各活動・学校行事の目標及び内容 〔学級活動〕 2 内容 (5) 勤労生産・奉仕的行事 勤労の尊さや生産の喜びを体得するとともに、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験が得られるような活動を行うこと。</p>
<p>第2 各活動・学校行事の目標及び内容 〔学校行事〕 2 内容 (5) 勤労生産・奉仕的行事 勤労の尊さや生産の喜びを体得するとともに、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験が得られるようにすること。</p>	<p>第2 各活動・学校行事の目標及び内容 〔学校行事〕 2 内容 (5) 勤労生産・奉仕的行事 勤労の尊さや生産の喜びを体得するとともに、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験が得られるような活動を行うこと。</p>

※下線部は執筆者

このように、小学校では総則で新設された「第4 児童の発達の支援」の「1 児童の発達を支える指導の充実」ともない、学級活動の内容として「(3) 一人一人のキャリア形成と自己実現」が新設され、その項目として「ア 現在や将来に希望や目標をもって生きる意欲や態度の形成」「イ 社会参画意識の醸成や働くことの意義の理解」「ウ 主体的な学習態度の形成と学校図書館等の活用」の三つが示されたことが大きな改訂点となる。

次に、特別活動における中学校の新学習指導要領と現行学習指導要領に示された進路指導・キャリア教育に関する内容を比較すると表3のようになる。

表3 中学校の新学習指導要領と現行学習指導要領の特別活動における内容の比較

<p>第2 各活動・学校行事の目標及び内容 〔学級活動〕 2 内容 (3) <u>一人一人のキャリア形成と自己実現</u> <u>ア 社会生活、職業生活との接続を踏まえた主体的な学習態度の形成と学校図書館等の活用</u> 現在及び将来の学習と自己実現とのつながりを考えたり、自主的に学習する場としての学校図書館等を活用したりしながら、学ぶことと働くことの意義を意識して学習の見通しを立て、振り返ること。 <u>イ 社会参画意識の醸成や勤労観・職業観の形成</u> 社会の一員としての自覚や責任を持ち、社会生活を営む上で必要なマナーやルール、働くことや社会に貢献することについて考えて行動すること。 <u>ウ 主体的な進路の選択と将来設計</u> 目標をもって、生き方や進路に関する適切な情報を収集・整理し、自己の個性や興味・関心と照らして考えること。</p>	<p>3) <u>学業と進路</u> <u>ア</u> 学ぶことと働くことの意義の理解 <u>イ</u> 自主的な学習態度の形成と学校図書館の利用 <u>ウ</u> 進路適性の吟味と進路情報の活用 <u>エ</u> 望ましい勤労観・職業観の形成 <u>オ</u> 主体的な進路の選択と将来設計</p>
<p>〔学校行事〕 2 内容 (5) 勤労生産・奉仕的行事 勤労の尊さや生産の喜びを体得し、<u>職場体験活動</u>などの勤労観・職業観に関わる啓発的な体験が得られるようにするとともに、共に助け合って生きることの喜びを体得し、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験が得られるようにすること。</p>	<p>〔学校行事〕 2 内容 (5) 勤労生産・奉仕的行事 勤労の尊さや創造することの喜びを体得し、<u>職場体験</u>などの職業や進路にかかわる啓発的な体験が得られるようにするとともに、共に助け合って生きることの喜びを体得し、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験が得られるような活動を行うこと。</p>

※下線部は執筆者

このように、すでに中学校の現行学習指導要領では学級活動と学校行事において進路指導に関する内容が示されていたが、学級活動では「学業と進路」から小学校と同様に「一人一人のキャリア形成と自己実現」に内容名が変更されたこと、そして、項目がア～オの5つからア～ウの3つの項目に整理されたことが大きな改訂点となる。なお、中学校では、学校行事の勤労生産・奉仕的行事における職場体験が、新学

習指導要領では職場体験活動に変更されている。

以上のように、学級活動では小学校と中学校の学校間の接続を意図した「一人一人のキャリア形成と自己実現」の設定と、発達段階に基づく系統性を意図したア～ウの項目の整理が行われている。なお、内容において使用されている自己実現という用語は、すでに生徒指導提要等、教育現場において一般化⁷⁾されているが、新学習指導要領では特別活動の目標に「自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、人間としての生き方(自己の生き方)についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。」(目標(3)、小学校p.164、中学校p.147)ことを掲げており、厳しい挑戦の時代のなかで、一人一人が社会の一員として、夢や希望を持って生きる＝自己実現できるための力を育てるという意図がうかがえる。

また、学校行事の勤労生産・奉仕の行事においては、小学校、中学校ともに大きな改訂点はないが、答申では、キャリア教育の充実方策の一つとして体験的な学習活動の効果的な活用を求めており、特別活動を要しつつ、社会科や総合的な学習の時間といった各教科と連携しながら、小学校の職場見学から中学校の職場体験、そして、高等学校の就業体験(インターンシップ)という連続性を意図した勤労や職場に関する体験活動の内容の充実が求められていることに留意する必要がある。

4. 進路指導・キャリア教育に求められるカリキュラム・マネジメントの視点

新学習指導要領では進路指導・キャリア教育の目的と教育課程上の位置づけの明確化を図り、要となる特別活動では学校間の連続性を意図した内容の整理や統合が行われた。

その点を踏まえて、各学校では「学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を子供の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画」⁸⁾である教育課程を編成する必要がある。

また、各学校には「学習指導要領等を受け止めつつ、子供たちの姿や地域の実情等を踏まえて、各学校が設定する教育目標を実現するために、学習指導要領等に基づきどのような教育課程を編成し、どのようにそれを実施・評価し改善していくのかというカリキュラム・マネジメントの確立」が「学習指導要領等の理念を実現するために必要な方策」の一つとして求められる⁹⁾。

そのカリキュラム・マネジメントは、カリキュラムの構造化とともに新学習指導要領の改訂の大きな骨子となっているが、それはすべての教育活動に共通するものであり進路指導・キャリア教育だけに求められるものではない。しかしながら、答申で指摘された課題と、「特に、特別活動や総合的な学習の時間の実施に当たっては、カリキュラム・マネジメントを通じて、子供たちにどのような資質・能力を育むかを明確にすることが不可欠である。」¹⁰⁾という指摘を含めて、特別活動を要とする進路指導・キャリア教育では、カリキュラム・マネジメントが不可欠となる¹¹⁾。

それでは、そのカリキュラム・マネジメントの視点を考察するために、まず、新学習指導要領総則の解説に示されている改善点を、小学校と中学校の共通の記述内容と校種別の記述内容とにわけて表4に示す。

表4 新学習指導要領総則の解説における「キャリア教育の充実(第1章第4の1の(3))」の記述

小学校学習指導要領総則解説 (p. 100)	中学校学習指導要領総則解説 (p. 98)
(3) 児童(生徒)が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要しつつ各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること。	

<p>本項は、児童に学校で学ぶことと社会との接続を意識させ、一人一人の社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を育み、キャリア発達を促すキャリア教育の充実を図ることを示している。学校教育においては、キャリア教育の理念が浸透してきている一方で、これまで<u>学校の教育活動全体で行うとされてきた意図が十分に理解されず、指導場面が曖昧にされてしまい、また、狭義の意味での「進路指導」との混同により(混同され)、</u></p>	
<p><u>特に進路に関連する内容が存在しない小学校においては、体系的に行われてこなかったという課題もある。また、将来の夢を描くことばかりに力点が置かれ、「働くこと」の現実や必要な資質・能力の育成につなげていく指導が軽視されたりするのではないか、といった指摘もある。</u></p>	<p><u>「働くこと」の現実や必要な資質・能力の育成につなげていく指導が軽視されていたりするのではないか、といった指摘もある。</u></p>
<p>こうした指摘等を踏まえて、キャリア教育を効果的に展開していくためには、特別活動の学級活動を要としながら、総合的な学習の時間や学校行事、道徳科や各教科における学習、個別指導としての教育相談等の機会を生かしつつ、学校の教育活動全体を通じて必要な資質・能力の育成を図っていく取組が重要になる。</p>	
<p>また、将来の生活や社会と関連付けながら、見通しをもったり、振り返ったりする機会を設けるなど主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めることがキャリア教育の視点からも求められる。</p>	<p>また、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら見通しをもったり、振り返ったりする機会を設けるなど主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めることがキャリア教育の視点からも求められる。</p>
<p>さらに、本改訂ではキャリア教育の要となる特別活動の学級活動の内容に(3)一人一人のキャリア形成と自己実現を設けている。その実施に際しては次の2点に留意することが重要である。一つ目は、総則において、<u>特別活動が学校教育全体で行うキャリア教育の要としての役割を担うことを位置づけた趣旨を踏まえること</u>である。キャリア教育の要としての役割を担うこととは、キャリア教育が学校教育全体を通して行うものであるという前提のもと、これからの学びや自己の生き方を見通し、これまでの活動を振り返るなど、教育活動全体の取組を自己の将来や社会づくりにつなげていくための役割を果たすことである。この点に留意して学級活動の指導に当たることが重要である。二つ目は、<u>学級活動の(3)の内容は、キャリア教育の視点からの小・中・高等学校のつながりが明確になるよう整理することにより設けたものである</u>ということである。ここで扱う内容については、将来に向けた自己実現に関わるものであり、一人一人の主体的な意思決定を大切にする活動である。中学校(小学校から)、高等学校へのつながりを考慮しながら、小学校(中学校)段階として適切なものを内容として設定している。キャリア教育は、教育活動全体の中で基礎的・汎用的能力を育むものであることから、</p>	
<p><u>夢を持つことや職業調べなどの固定的な活動だけに終わらないようにすることが大切である。</u></p>	<p><u>職場体験活動などの固定的な活動だけに終わらないようにすることが大切である。</u></p>
<p>学校の教育活動全体を通じて行うキャリア教育を効果的に進めていくためには、校長のリーダーシップのもと、校内の組織体制を整備し、学年や学校全体の教師が共通の認識に立って指導計画の作成に当たるなど、それぞれの役割・立場において協力して指導に当たることが重要である。また、キャリア教育は、児童(生徒)に将来の生活や社会、職業などとの関連を意識させる学習であることから、その実施に当たっては</p>	
<p><u>職場見学や社会人講話などの機会の確保が不可欠である。</u></p>	<p><u>職場体験活動や社会人講話などの機会の確保が不可欠である。</u></p>

「社会に開かれた教育課程」の理念のもと、幅広い地域住民等（キャリア教育や学校との連携をコーディネートする専門人材、高齢者、若者、PTA・青少年団体、企業・NPO等）と目標やビジョンを共有し、連携・協働して児童を育てていくことが求められる。さらに、キャリア教育を進めるに当たり、家庭・保護者の役割やその影響の大きさを考慮し、家庭・保護者との共通理解を図りながら進めることが重要である。その際、各学校は、保護者が児童(生徒)の進路や職業に関する情報を必ずしも十分に得られていない状況等を踏まえて、産業構造や進路を巡る環境の変化等の現実に即した情報を提供して共通理解を図った上で、将来、児童(生徒)が社会の中での自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくための働きかけを行うことが必要である。

※下線部は執筆者。()内は中学校の記述内容。

次に表4の下線部分を目的、時間（位置づけ）、内容に分類して表5にあらわす。

表5 新学習指導要領総則の解説における目的、時間（位置づけ）、内容に関する改善点

目的	・狭義の意味での「進路指導」との混同
時間	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の教育活動全体で行うとされてきた意図が十分に理解されず、指導場面が曖昧（共通） ・特別活動が学校教育全体で行うキャリア教育の要としての役割を担うことを位置づけた趣旨を踏まえる（共通） ・学級活動の(3)の内容は、キャリア教育の視点からの小・中・高等学校のつながりが明確になるよう整理することにより設けたものであるということを理解する（共通） ・進路に関連する内容が存在せず、体系的に行われてこなかった（小）
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・「働くこと」の現実や必要な資質・能力の育成につなげていく指導が軽視（共通） ・各学校は、保護者が児童(生徒)の進路や職業に関する情報を必ずしも十分に得られていない状況等を踏まえて、産業構造や進路を巡る環境の変化等の現実に即した情報を提供（共通） ・将来の夢を描くことばかりに力点が置かれていた（小） ・夢を持つことや職業調べなどの固定的な活動だけに終わらないようにする（小） ・職場見学や社会人講話などの機会の確保が不可欠（小） ・職場体験活動などの固定的な活動だけに終わらないようにすること（中） ・職場体験活動や社会人講話などの機会の確保が不可欠（中）

このように、目的と時間については、進路指導・キャリア教育の目的と学校間の接続性を意図した体系的なカリキュラムの作成と実践を行うことが改めて解説されており、全体計画の作成の際に求められる根本的なマネジメントの視点となる。

次に、内容については、「働くこと」に関する学びについて、具体的には職業に関する情報の提供や勤労や職場に関する体験活動についての改善点が多く示されている。これについては、進路指導・キャリア教育を行う法的根拠が教育基本法や学校教育法で示された教育や義務教育の目標である「勤労を重んずる態度を養う」こと等にある¹²⁾という点や、進路指導・キャリア教育が「一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通じて、キャリア発達¹³⁾を促す教育」であることを踏まえれば当然のことと言える。

その上で、マネジメントの視点としては、まず職業に関する情報の提供に関して、学級活動の内容「(3)一人一人のキャリア形成と自己実現」の「ウ 主体的な進路の選択と将来設計」における生き方や進路に関する適切な情報を収集・整理する活動とともに、各教科等の指導を含めて児童・生徒に予測が困難で変化の激しい社会で予想される「就職後の離職・失業など、将来起こり得る人生上の諸リスクへの対応」等についての具体的な知識・技能の指導を行っていくことが、中学校と高等学校では求められている¹⁴⁾ことに留意する必要がある。

次に、勤労や職場に関する体験活動に関しては、答申で「体験活動が重要という側面のみをとらえて、

職場体験活動の実施をもってキャリア教育を行ったものとみなしたりする傾向が指摘されるなど、一人一人の教員の受け止め方や実践の内容・水準には、ばらつきのあることも課題としてうかがえる。」(p.17) ことが指摘されている。その点を踏まえて、単なる体験活動ではなくキャリア発達の段階を意図した学習・活動計画の作成と実施¹⁵⁾、そして、根幹に戻るが進路指導・キャリア教育の目的と位置づけを教職員がしっかりと理解して活動を行う必要がある。

また、小学校では、答申で述べられた序章「若者の社会的・職業的自立や学校から社会・職業への移行を巡る経緯と現状」(pp. 2-15)と学校間の接続性を十分に理解した上で、将来の夢を描きながらも現実社会を見据えつつ、キャリア発達で求められる能力の段階的発達を踏まえた体系的なキャリア教育の内容を構成していく必要がある。

おわりに

1996年に中央教育審議会が答申した「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」では、変化の激しいこれからの社会に求められる「生きる力」を育てていく必要性を示した。そして、2016年に同じく中央教育審議会が答申した「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」においても、引き続き「生きる力」の充実を図ることが重要である(p.14)ことが述べられている。

その間、日本と世界の情勢は大きく変化したが、その変化がさらに加速し、予測が困難となる「2030年の社会と子供たちの未来」にむけて、子供たちの自立を図るための資質や能力を育成するキャリア教育の充実是非常に重要なことと言える。

しかしながら、そのキャリア教育の充実には多くの課題が山積する。例えば、「特別活動を要」としつつも、特定の教科等ではなく学校の教育活動全体を通じて行うという授業時間や指導者の曖昧さ¹⁶⁾が残ること。また、「中学校においては、話し合い活動における学校間、教師間の取組に差が見られ、話し合い活動に対する十分な理解の下に実践が行われてきたとは言いがたい状況が見られる。」¹⁷⁾なかで、「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」では、小・中・高等学校を見通した、かつ、学校の教育活動全体を通じたキャリア教育の充実を図るための方策として「キャリア・パスポート(仮称)」の活用の検討や、特別活動のホームルーム活動などと連携した高等学校「公共」におけるインターンシップの事前・事後の学習などが提起された¹⁸⁾が、その実現性を含めて、進路指導担当の教員と各教科担当の教員や学校間の連携、そして教員の意識の改革等、その理念の実現を図るための改善の余地は大きいと言える。

その上で、理念の実現を目指して、各学校では「教育内容や時間の配分、必要な人的・物的体制の確保、教育課程の実施状況に基づく改善などを通して、教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメント」の推進¹⁹⁾が求められるが、まずは、要となる特別活動の活動内容を中心に、教育内容の検討を図ることが、教育現場では急務と言える。

注

- 1) 充実の背景について、答申では我が国の産業構造や就業構造や子どもや若者の変化とともに、従前のキャリア教育・進路指導が個々の将来を十分に見据えたものに必ずしもなっていない、中学校や高等学校(特に普通科)では社会的評価の高い学校への進学を第一とする出口指導に偏りがちとなっているという点などを指摘している(pp. 2-14)。
- 2) 論点整理p. 9。
- 3) 文部科学省『小学校学習指導要領』、p.10。同『中学校学習指導要領』、p. 9。
- 4) これまでキャリア教育は小学校、進路指導は中学校や高等学校という使い分けが行われていたが、本

稿では、2017年11月に教職課程コア・カリキュラムの在り方に関する検討会より示された「教職課程コア・カリキュラム」の「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」の目標で使用されている進路指導・キャリア教育という用語で統一していくこととする。なお、答申では、進路指導とキャリア教育との関連について、「進路指導のねらいは、キャリア教育の目指すところとほぼ同じ」(p.50)との見解を示している。なお、中学校の新学習指導要領では進路指導とキャリア教育という用語が併用されているが、その点について、国立教育政策研究所『中学校 キャリア教育の手引き』では、「中学校や高等学校の教職員にとって進路指導は日常的に使用する教育用語であり、ほぼ同じねらいを持つキャリア教育という用語が導入されることに違和感を抱く関係者も少なくない」(p.37)として、その併用について補足している。

- 5) 文部科学省『中学校学習指導要領解説 総則編』、2017、p.1。
- 6) 答申、p.31
- 7) 例えば、『生徒指導提要』では、生徒指導のねらいを「児童生徒自ら現在及び将来における自己実現を図っていくための自己指導能力の育成を目指す」(p.1) ことと位置づけている。
- 8) 論点整理、p.21。
- 9) 同、p.22。
- 10) 同、p.23。
- 11) なお、キャリア教育の実施状況や評価等については、平成24年に、国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センターによる調査が実施され、その結果は「キャリア教育・進路指導に関する総合的実態調査第一次報告書」と「同第二次報告書」にとりまとめられている。
- 12) 『キャリア教育の手引き』では、教育基本法第2条(教育の目標)「職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養う」第2号、同第5条(義務教育)第2項「社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養う」、学校教育法第21条(義務教育の目標)の第10号「職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養う」等を法的根拠として示している。
- 13) キャリア発達については、国立教育政策研究所「児童生徒の職業観・勤労観を育む教育の推進」における学習プログラム等で、「人間関係形成能力」「情報活用能力」「将来設計能力」「意思決定能力」の「4領域8能力」が職業的(進路)発達段階として提唱された。しかし、今日では2011年の答申を踏まえて、その「4領域8能力」から「人間関係形成・社会形成能力」「自己理解・自己管理能力」「課題対応能力」「キャリアプランニング能力」の4つの能力によって構成される「基礎的・汎用的能力」への転換が図られている。
- 14) 「キャリア教育・進路指導に関する総合的実態調査第二次報告書」において、中学生が「今」知りたいのは、「将来起こりうる人生上の諸リスクへの対応」についての正確な知識であり、指導する機会の充実と指導内容の改善を図る必要性がある(p.46)ことが指摘されている。また、高等学校では「人生上の諸リスクに遭遇したときの対処法を伝えられる機関は、高校」として、卒業後の厳しい現実社会で、諸問題に遭遇し、リスクを背負ったときに対処する方法を指導することと、保護者は諸リスクへの対応に関する指導を期待している(p.74)ことが指摘されている。
- 15) 学習指導要領では職場体験とインターンシップを1週間(5日間)程度にわたって行われることが望まれること、その活動にあたっては事前と事後の指導を十分に行うことが示されている。なお、前掲書「キャリア教育・進路指導に関する総合的実態調査第一次報告書」によると、中学校の職場体験活動について、保護者の93.9%が職場体験活動はすでに行ったと回答した上で、その活動を90.3%が有意義な活動と回答している(pp.186-187)。一方、高等学校での平成24年度の「就業体験(インターンシップ)や社会人の講話など、職業や就労に関わる体験活動」の実施率は普通科で74.6%となっ

- ている (p.31) が、執筆者が平成29年度に実施した大学2年生を対象とした調査では、インターンシップに参加した学生は、精査が必要であるが214名中7名という結果となっている。
- 16) 例えば、現状では職場体験活動は総合的な学習の時間を活用して実施している学校が多いが、新学習指導要領でも、総合的な学習の時間に行われる職場体験活動やボランティア活動は、同様の成果が期待できると考えられる場合には、特別活動として改めてこれらの体験活動を行わないとすることも考えられるとされている。
- 17) 文部科学省『中学校学習指導要領 特別活動 解説』、2017、p.68。
- 18) 中央教育審議会「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)」、p.56。なお、高等学校の就業体験(インターンシップ)について、「これまで主に高等学校卒業後に就職を希望する生徒が多い普通科や専門学科での実習を中心に行われてきたが、今後は、大学進学希望者が多い普通科の高等学校においても、例えば研究者や大学等の卒業が前提となる資格を要する職業も含めた就業体験(いわゆる「アカデミック・インターンシップ」)を充実するなど、それぞれの高等学校や生徒の特性を踏まえた多様な展開が期待される」(p.57) ことも答申している。
- 19) 文部科学省『中学校学習指導要領解説 総則編』、2017、p.5。

参考文献

- ・中央教育審議会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について(答申)」、2011。
www.mext.go.jp/component/b.../02/.../1301878_1_1.pdf (最終閲覧日:2018.1.7)
- ・中央教育審議会「教育課程企画特別部会における論点整理について(報告)」、2016。
www.mext.go.jp/component/b_menu/.../1361110.pdf (最終閲覧日:2018.1.7)
- ・文部科学省「学習指導要領(平成29年3月告示)」、2017。
www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1383986.htm (最終閲覧日:2018.1.7)
- ・国立教育政策研究所「キャリア教育・進路指導に関する総合的実態調査第一次報告書」、2013。
www.nier.go.jp/shido/centerhp/career_jittaityousa/pdf/ver_all.pdf (最終閲覧日:2018.1.9)
- ・「国立教育政策研究所「キャリア教育・進路指導に関する総合的実態調査第二次報告書」、2013。
www.nier.go.jp/shido/centerhp/career_jittaityousa/pdf_2/rpt-all.pdf (最終閲覧日:2018.1.9)
- ・文部科学省『生徒指導提要』教育図書、2010。
- ・文部科学省『中学校 キャリア教育の手引き』教育出版、2011。
- ・国立教育政策研究所「児童生徒の職業観・勤労観を育む教育の推進」、2002。
- ・中央教育審議会「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)」、2016。
www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/_icsFiles/afiedfile/2017/01/10/1380902_0.pdf (最終閲覧日:2018.1.12)